

堺 障 推 第 4 2 9 6 号

平成 3 0 年 1 月 9 日

指定障害福祉サービス事業所

管理者 様

堺市 健康福祉局 障害福祉部長

指定障害福祉サービス事業所の安全管理について

平素は、本市健康福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
標題については、これまでも実地指導や集団指導の際にお伝えしているところですが、あらためて下記の事項に留意の上、利用者への適切なサービス提供を実施するとともに、安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 日頃から利用者の心身の状況の把握に努め、障害の特性に応じて適切なサービスの提供を行うこと。
- 2 地震や台風等自然災害をはじめ、事業所内や送迎中の怪我、事故など、不測の事態に備え、緊急時の対応マニュアル等を策定するとともに、マニュアルに則って防災訓練や救急対応等の研修を実施するなど、緊急時の体制構築に努めること。
- 3 利用者の安全確保を図れるよう、日頃から職員間の情報共有・連携を強化すること。
- 4 利用者に対するサービス提供中の事故等の発生については、これまでも市に報告いただいているところですが、特に、死亡・重症（30日以上の治療が必要）等を伴う重大事故が発生した場合は、速やかに市へ報告を行ってください。

堺市健康福祉局 障害福祉部

障害施策推進課 事業者係

TEL 072-228-7818

FAX 072-228-8918